

明治国家形成期における「官民調和」論と対中国・朝鮮論

小関素明

Proposals for "Coalition between Government and Non-governmental Powers" and Discourses on China and Korea during the Formative Period of Meiji

はじめに

① 帝国憲法と「官民調和」

② 対朝鮮・中国政策論の実相と「語られざる」独立論
おわりに

【論文要旨】

本稿は、主として福沢諭吉の「政論」を手がかりにした日本政治史の問題史的考察の試みである。

具体的には坂野潤治氏が近作「政治的自由主義の挫折」で展開された問題提起をうけて、本稿ではなぜ日本においては「政治的自由主義」が成立しにくく、容易に「官民調和」へと退行するのか、一方、「官民調和」はその範囲のなかに①元老一致内閣、②連立内閣、③強力な政府党を基礎にした「政党内閣」など、その後の日本政治史が経験したすべての政権形態を含みうるのか、さらに①②③の変化はなぜ起こるのか、ということについて試論的考察を試みた。

その際に重視すべき視点は、第一に帝国憲法の規定性、第二に「官民調和」を強要する圧力の存在である。

第一の論点については、帝国憲法を前提とするかぎり、いかなる形態であれ「官民

調和」に依拠することなしには政権は作動しないことを、議会上奏権の問題などを例に、要点を指摘した。

本稿で重視したのは第二の論点である。「官民調和」を強要する圧力として日本の独立の問題を直接分析の俎上に上げることが政治過程論の「リアリズム」では難しいとすれば、政治理念史的手法を採用する以外にはないのではないかと見通しに立って、福沢の対朝鮮、清国政策の分析を行ない、対朝鮮政策は清国への対抗手段であったこと、対清国強硬姿勢は日本が国民国家としての実質的独立を遂げるための方策であったことを「アジア連帯論」、「脱亜論」を視野に入れつつ見直し、それが「政治的自由主義」を未発の契機にとどめた「官民調和」を強要する圧力となり、また逆にその範囲内で前述①②③の政権構想の変化を必要ならしめた要因ともなることを確認し、ここに以後の政治過程の移行原理と範囲が萌芽的に出そろったことを展望した。